

会議録

附属機関又は 会議体の名称	令和7年度 豊島区文化財保護審議会（第2回）
事務局（担当 課）	文化スポーツ部 文化事業課
開催日時	令和8年3月5日（木） 午後2時～午後4時
開催場所	IKE・Biz としま産業振興プラザ3階研修室2
出席者	委員 小川 直之（國學院大學文学部名誉教授） 加藤 律子（日本刺繍作家） 古泉 弘（特定非営利活動法人としま遺跡調査会理事長） 小沢 朝江（東海大学工学部教授） 長佐古 美奈子（学習院大学史料館学芸員） 谷川 章雄（早稲田大学名誉教授） 源川 真希（東京都立大学教授） （大石委員、内田委員は欠席）
	事務局 教育長 文化事業課長 文化事業課管理・文化財グループ学芸員 文化事業課管理・文化財グループ文化財保護専門員 文化事業課管理・文化財グループ主事
公開の可否	公開
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	
会議次第	<p>（1）豊島区文化財の登録について</p> <p>【候補物件1】有形文化財（考古資料） 染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia 駒込染井地区） 出土遺物 1件</p> <p>【候補物件2】有形文化財（考古資料） 巣鴨遺跡（ベルハイム巣鴨地区） 出土遺物 1件</p> <p>（2）報告事項</p>

○事務局	<p>～ 開会あいさつ ～</p> <p>それではお時間となりましたのでただいまより令和7年度第2回豊島区文化財保護審議会を開催させていただきます。ここからは、会長職務代理に進行をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
○会長職務代理	<p>それでは、次第の2の(1)豊島区文化財の登録について、事務局より説明をお願いします。</p>
○事務局	<p>～ 事務局より候補物件1について説明 ～</p>
○会長職務代理	<p>ただ今、事務局より説明のあった内容について、ご質問・ご指摘等があればお願いいたします。</p> <p>では、まず私から意見を申し上げますと、6段落目の「本地区出土遺物の2/3」について、2/3という表記では分かりづらいため、3分の2と表記したほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、そのあとの「宴会に伴う廃棄」という表記は分かりにくいと思います。宴会をやってそのまま捨てしまったということでしょうか。</p>
○事務局	<p>はい。基本的には屋敷の中で宴会を行って、使用した食器をそのまま廃棄していたものです。</p>
○委員	<p>食器は使い捨てだったということですね。</p>
○会長職務代理	<p>使い捨てということは理解できますが、「宴会に伴う」とすると、宴会の中で捨てるという行為に意味が出るように思います。</p>
○委員	<p>それでは、「宴会後の廃棄」としてはどうでしょうか。</p>
○事務局	<p>そのように修正させていただきます。</p>
○会長職務代理	<p>また、7段落目に「すなわち」という言葉がありますが、南側の居住生活空間は家臣の居住空間である可能性が高いということであるため、「すなわち」じゃなくて「それは」とした方が適切だと思います。</p> <p>加えて、9段落目に「当該期」という言葉が2回使われていますが、それぞれが指す時期が異なるため、年代を「縄文時代・中世」、「中世」と記載した方が良いのではないのでしょうか。</p>

○事務局	そのように修正させていただきます。
○会長職務代理	また、10 段落目 3 行目に「針葉樹が描かれ、雑木林であった可能性が高い」と記載がありますが、針葉樹が描かれているのであれば針葉樹林ではないでしょうか。一般に、雑木林というと広葉樹林を指すと思います。
○事務局	それでは、針葉樹林とした方が正しいでしょうか。
○委員	おそらく里山だったのだと思います。
○事務局	参考資料の『染井XIII』の 296 ページの地図が染井遺跡の周辺を示しています。このあたりは藤堂家の下屋敷と、それを取り囲むように大名が抱屋敷を独自に取得していた地域にあたります。非常に広大な屋敷であったため、屋敷の一部が鬱蒼とした森林のような空間があったというようにも言われていますが、この地図から実態を読み解くのは難しいようにも思います。
○委員	この地図から客観的に読めるのは、本地区には針葉樹と広葉樹の林が連なっている、ということになると思います。
○事務局	では、「針葉樹と広葉樹の林が連なっている。」と修正します。
○委員	3 段落目に「延宝年中」とありますが、その前の行には「慶安年間」という記載があるため、年間と年中のどちらかに統一し、また西暦表記も加えた方が良いのではないのでしょうか。
○事務局	年間で統一し、西暦表記も追加したいと思います。 事務局から 1 点修正がございます。「8. 参考資料」の『染井VIIプリンスハイツ駒込』について、「地区」という言葉が抜けておりましたので、『染井VIIプリンスハイツ駒込地区』に修正させていただきたいと思います。
○委員	「8. 参考資料」の一番下に「『豊島区地域地図第 4 集改訂版』豊島区郷土資料館 2011 年」とありますが、本文中の『東京近傍 1 万分の 1 地形図』1909 年～1945 年（豊島区郷土資料館 2011）と同じものではないでしょうか。
○事務局	同じものです。『豊島区地域地図第 4 集改訂版』の中に近傍 1 万分の 1 地形図が収められています。

○委員	その場合、東京近傍 1 万分の 1 地形図は二重括弧ではなく、通常の括弧とすべきではないでしょうか。
○事務局	そのように修正させていただきます。
○会長職務代理	他によろしいですか。それでは、続いて次第 2 の (2) について、事務局より説明をお願いいたします。
○事務局	～ 事務局より候補物件 2 について説明 ～
○会長職務代理	<p>ただ今、事務局より説明のあった内容について、ご質問・ご指摘等があればお願いいたします。</p> <p>では、まず私から意見を申し上げますと、2 段落目に「中山道沿いに連なる巢鴨町の裏手、巢鴨村との境界付近であったと思われる。」と記載がありますが、巢鴨と上駒込村との境界付近ではないでしょうか。</p>
○事務局	状況が分かりづらいのですが、巢鴨町と巢鴨村の境界付近となります。参考資料の『巢鴨町 X I』の本文 10 ページをご覧ください。巢鴨遺跡は中山道に沿って帯状につながる巢鴨町と、そこに背中合わせのようにつづいている巢鴨村からなります。
○会長職務代理	今回の遺跡の位置は巢鴨村にあたるのでしょうか。
○事務局	巢鴨町と巢鴨村のどちらかは判然としない位置です。
○会長職務代理	巢鴨村と巢鴨町があって、街道沿いの北側が巢鴨町、南側が巢鴨村になっているということですね。これは行政上の呼び名ということでしょうか。
○事務局	はい。近世期の行政区分上で町と村と分かれてます。
○会長職務代理	<p>そのことを知らないため理解が難しいため、記載方法を検討してください。</p> <p>また、3 段落目「アジア・太平洋戦争」について、ナカグロが入っていますが、これまでもそのような表記だったのでしょいか。</p>
○事務局	はい。豊島区で採択している教科書を参考としてこの表記にした記憶があるのですが、改めて確認いたします。

○会長職務代理	<p>歴史学でナカグロを入れる場合と入れない場合があり、研究者によって意見が分かれているため、統一するようにしてください。</p> <p>また、同じ段落に「江戸時代から昭和初期」と記載がありますが、戦中を含むのでしょうか。</p>
○事務局	<p>はい。含んでいます。</p>
○会長職務代理	<p>昭和 10 年以前であれば昭和初期として問題ないように思いますが、戦中を含むとなると、初期という言葉では狭すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>また、7 段落目に「その生産地も多様で」と記載がありますが、「その」が指すものが分かりにくいいため、「植木鉢の生産地も多様であり」など、明解にした方が良いと思います。</p> <p>加えて、同じ段落に「瀬戸・美濃のほか益子と思われる北関東系のもの、万古、堺、常滑、九州」とありますが、瀬戸、美濃、益子、堺、常滑と比べると、万古は範囲が狭く、逆に九州は広すぎるのではないのでしょうか。</p>
○事務局	<p>参考資料の『巣鴨町 X I』では「肥前？」や「肥前系」とされているため、「肥前など」に修正したいと思います。</p>
○会長職務代理	<p>現在の都市名ではなく、焼き物の産地名とするということですね。</p> <p>また、8 段落目に「植木鉢の形や模様の特徴、特定の遺構からまとまって出土するという傾向」とありますが、「植木鉢が」と入れた方が考古学等の知識のない方でも理解しやすいのではないのでしょうか。</p>
○事務局	<p>「特定の遺構から植木鉢がまとまって出土する傾向」というような形でよろしいのでしょうか。</p>
○会長職務代理	<p>植木鉢の形や模様の特徴ですとか、植木鉢が特定の遺構からまとまって出土するということが大事であるため、そのような内容で良いと思います。</p>
○委員	<p>先ほどご意見のあった「昭和初期」という表現について、昭和戦中期とするのが良いと思います。</p>
○事務局	<p>はい、承知しました。</p>
○会長職務代理	<p>それでは、最後の段落の「昭和初期」についても同様に修正してください。</p>

○事務局	<p>また、先ほど議論のあった2段落目の巣鴨町、巣鴨村の内容について、「中山道沿いに連なる巣鴨町と、その裏手の巣鴨村との境界付近」とするのはいかがでしょうか。</p> <p>巣鴨村のなかの街道沿いのエリアだけ町になるというのは、これはやはり徳川家があったことで警備上などの様々な問題があり、街道沿いを特化して別区分にしたということなのでしょうか。</p> <p>警備上の問題というより年貢の問題と思います。巣鴨と染井には町屋が成立している部分があるのですが、もともと全面村であった場所のうち、街道沿いに建物の建設を許可することで農地でなくしたという経緯があると聞いたことがあります。</p>
○会長職務代理	<p>わかりました。</p> <p>それでは、本日まで指摘いただいた点の修正後の確認は、会長一任とさせていただきます、答申とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
○会長職務代理	<p>続きまして、事務局から報告事項をお願いします。</p> <p>(事務局より報告事項説明)</p>
○会長職務代理	<p>ありがとうございました。続きまして、教育委員会へ当委員会から答申させていただきますと思います。</p> <p>(会長職務代理より教育長へ答申書を手交)</p>
○会長職務代理	<p>本日の審議は以上となりますが、事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○事務局	<p>(事務局より連絡事項説明)</p>
○会長職務代理	<p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回豊島区文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>